

玉村小学校放課後児童クラブ運営業務委託（債務負担行為） 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

玉村小学校放課後児童クラブ運営業務委託（債務負担行為）

(2) 業務の目的

放課後児童クラブの運営

(3) 業務内容

- ① 放課後児童クラブを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る業務
- ② 放課後児童クラブの入所等の受付に関する業務
- ③ 放課後児童クラブの使用料の徴収に関する業務
- ④ 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他、放課後児童クラブの運営に必要な業務

(4) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（但し、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは開設準備期間としこの期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。）

(5) 委託料の上限額

総額（5年間）	142,843,000円
令和9年度	26,109,000円
令和10年度	27,277,000円
令和11年度	28,516,000円
令和12年度	29,807,000円
令和13年度	31,134,000円

(6) 見積書に積算する必要のある経費

① 人件費

② 運営事務費

事務用品費、生活消耗品費、行事用消耗品費、旅費、研修費等

(7) 委託料として積算する必要のない経費

① 光熱水費

② 施設、設備、備品の維持経費

③ 昼食、おやつにかかる経費

※昼食、おやつが必要な場合は利用者が持参する。

(8) 実施形式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な運営能力を有している社会福祉法人、学校法人、NPO法人その他の法人
- (2) 法人の本店又は支店等が群馬県、埼玉県、栃木県内にあること。
- (3) 児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童クラブの運営実績が3年以上あること。
- (4) 開所日までに防火管理者（甲種）を有する者を1名、職員に登録できる者であること。
- (5) 説明会及び現地見学会に参加した者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続が開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 玉村町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団員等と認められる者でないこと。
- (9) 玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年要綱第3号の1）による指名停止を受けていないこと。
- (10) 納付すべき国税、県税、市町村税を滞納している者でないもの

3 募集方法

- (1) 説明会及び現地見学会

説明会及び現地見学会（以下「説明会等」という。）を次のとおり開催する。

- ① 日時及び場所

開催日時：令和8年10月13日（火） 午前10時から

開催場所：玉村町役場3階 北会議室

※説明会終了後に玉村小学校に移動し、現地見学を行う。

- ② 留意事項

参加人数は1事業者につき2名までとし、令和8年10月8日（木）までに事業者名、参加者氏名及び参加人数を必ず子ども育成課子育て支援係まで電子メールで申し込むこと。送信後、必ず子ども育成課子育て支援係まで電話連絡すること。

玉村町役場3階 子ども育成課 子育て支援係

電話 0270(64)7719（直通）

E-mail: kodomo-s@town.tamamura.lg.jp

(2) 参加申込に関する事項

① 提出書類 次の書類を2部（正本1部、副本1部）提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書。なお、登記事項証明書は原本とする。（副本へはコピーの添付可）

エ 法人代表者印鑑証明書（副本へはコピーの添付可）

オ 法人の沿革（様式3）

カ 現在運営している事業に関する資料（様式自由）

※パンフレット等があれば添付すること。

キ 事業者単体の直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

ク 納税証明書

- ・ 国税の納税証明書 → 「その3の3（未納がないことの証明書）」
- ・ 県税の納税証明書 → 「滞納がないことの証明書」
- ・ 市町村税の納税証明書 → 「完納証明書又は過去3ヶ年の納税証明書」

※納税証明書は、群馬県、埼玉県、栃木県内の本店又は支店の所在地のものとしします。

ケ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）

※疑いのある場合は、玉村町の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関する要綱に基づき、警察署に紹介する場合があります。

※各証明書の有効期限は、参加申込期限日から3ヶ月以内とする。

② 提出期間 令和8年10月14日(水)から令和8年10月19日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

③ 提出場所 玉村町役場3階 子ども育成課 子育て支援係

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地

電話 0270(64)7719 (直通)

E-mail: kodomo-s@town.tamamura.lg.jp

④ 提出方法 持参とする。

4 参加資格審査

参加申込者について「2. 参加資格要件」に規定する参加資格の有無を玉村町が審査し、本業務のプロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）を決定する。

(1) 結果の通知

令和8年10月23日(金)までに、参加申出があった全事業者に対し、書面にて通知する。また、書面の通知と併せて、電子メールを送信する。

(2) 結果に関する問い合わせ

参加資格を有することを認められない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に玉村町長に対して書面により理由の説明を求めることができる。

- ① 提出様式 書面はA4版とし、様式は自由とする。ただし、回答を受ける担当者及び連絡先を明記すること。
- ② 提出場所 3(2)③に同じ
- ③ 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ④ 提出方法 持参とする。

(3) 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- ① 参加資格審査後から提案書等提出日までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。
- ② 参加資格審査後から契約候補者決定までの間に参加者が参加資格要件を欠くに至った場合は、契約候補者決定の審査対象から除外する。
- ③ 契約候補者決定後から契約の締結日までの間に契約候補者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格とする。

5 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和8年10月14日(水)から令和8年10月19日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出方法 質問書(様式5)に質問内容を記入し、持参、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、送信後、必ず子ども育成課子育て支援係まで電話連絡すること。
- (3) 回答方法 電子メールにより、令和8年10月23日(金)までに全参加者へ回答するものとする。

6 企画提案書類の作成及び提出に係る事項

参加者は、次に掲げる事項により企画提案書類を作成し、提出するものとする。

(1) 提案書類

- ① 企画提案書(様式6)
- ② 見積書(様式7)
- ③ 内訳書(様式8)
- ④ 収支予算書(様式9)

(2) 見積書の作成に係る留意事項

- ① 見積書に記載する金額は、本業務の5年分の総額の金額を記載すること。
- ② 処遇改善分については、町と協議の上、別に定めるため、見積書上には含めないものとする。

(3) 企画提案書類の提出方法等

- ① 提出期間 令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 提出部数 11部(正本1部、副本10部)
- ③ 提出方法 持参とする。
- ④ 提出先 3(2)③に同じ
- ⑤ その他
 - ア 提出書類はA4判、横書き、左綴じとし、出来るだけ両面印刷とする。
 - イ 提出期限後の書類の追加・修正は原則として応じない。
 - ウ 提出された書類の返却は行わない。
 - エ 提案書類の作成、提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - オ 企画提案書は1者1提案とする。

7 審査及び選定に関する事項

審査は、「玉村小学校放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、別紙「玉村小学校放課後児童クラブ運営業務委託(債務負担行為)公募型プロポーザル実施要領 評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も適した者を契約候補者として選定する。

- ① 審査した点数の合計が最も高い者を、契約候補者として選定する。
- ② 応募者が複数の場合で審査の結果、最高点者が同点の場合は、選定委員会で審議し決定する。
- ③ 1者の場合における契約候補者の決定は、合計点数が60点以上を有することを条件とする。

8 企画提案書のプレゼンテーション及び審査に係る事項

(1) プレゼンテーション実施日

令和8年11月16日(月) ※予定

※日程が変更となる場合があります。詳細は別途参加申込者に通知する。

(2) プレゼンテーション会場

玉村町役場3階 大会議室 ※予定

(3) プレゼンテーションの方法

- ① 説明時間 各者30分以内(プレゼンテーション20分、質疑10分)
- ② 説明に必要な機器は原則として提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当町で準備するため、プロジェクター等を使用して説明する場合は、子ども育成課子育て支援係まで事前に連絡すること。
- ③ 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。

(4) 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準」による。

(5) 企画提案者の評価方法及び契約候補者の決定

- ① 企画提案書の評価は、選定委員会が行う。
- ② 選定委員会は、「評価基準」に基づく評価を行う。最高得点者を本業務に適した契約候補者として選定するとともに、評価結果を玉村町入札審査会（以下「入札審査会」という。）へ報告するものとする。
- ③ 入札審査会は評価結果を審査し、玉村町長が契約予定者を決定する。
- ④ 契約予定者の決定後、同日付けで参加者にプロポーザル審査結果通知書を送付する。

(6) 評価結果の説明請求に係る事項

プロポーザル審査結果通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）に玉村町長に対して書面により理由の説明を求めることができる。

(7) 企画提案書の無効

次に掲げる事項があった場合は、企画提案書を無効とする。

- ① 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ② 提案者が他人の提案を代理した場合
- ③ その他提案に際して不正又は不誠実な行為があったと認められた場合

(8) 審査結果の公表

契約予定者を決定したときは、当町のホームページ上で次の事項を公表する。

- ① 本実施要領
- ② 玉村町放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会設置要綱
- ③ 参加者数
- ④ 契約予定者名
- ⑤ 審査結果

9 本業務に係る全体スケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日
説明会等の開催	令和8年10月13日(火) 午前10時00分から
参加申込受付	令和8年10月14日(水)～19日(月) 午後5時15分まで
質問受付	令和8年10月14日(水)～19日(月) 午後5時15分まで
質問回答	令和8年10月23日(金)まで
参加資格審査の結果の通知	令和8年10月23日(金)まで
企画提案書受付	令和8年10月26日(月)～30日(金) 午後5時15分まで
プレゼンテーション	令和8年11月16日(月) ※予定
選定委員会の開催	令和8年11月16日(月) ※予定
審査結果通知書の送付	令和8年12月上旬まで ※予定
契約締結	令和8年12月中旬 ※予定
利用者（保護者）説明会	令和9年3月上旬

10 情報公開及び提供

- (1) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）及び当該業務の契約予定者から提出された資料（企画提案書等を含む。）は、玉村町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき公開することがある。
- (2) 当町において、8(8)により公表するまで、参加者は第三者への公表は差し控えること。

11 契約方法

債務負担行為に基づく業務委託方式とする。

12 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の法令等を遵守すること。なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とする。

- (1) 地方自治法
- (2) 児童福祉法
- (3) 子ども・子育て支援法
- (4) 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 玉村町放課後児童クラブ事業運営委託要綱
- (6) 放課後児童クラブ運営指針
- (7) 玉村町情報公開条例及び玉村町個人情報保護条例
- (8) 玉村町暴力団排除条例
- (9) 労働基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 最低賃金法

(12) その他関連する法令

1 3 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 契約予定者の責務不履行の場合

契約予定者の責めに帰すべき事由により責務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができるものとする。契約予定者が当該期間内に修復することができなかったときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

(2) 町の責務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、契約予定者は契約を解除できるものとし、契約予定者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は契約予定者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、町と事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとする。

1 4 町による本事業の実施状況の評価

町は、契約予定者が提供するサービスについて、定期的又は随時に評価を行う。その結果、契約書及び実施要領等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

1 5 事務引継業務

開所日までに必要書類の作成や使用料収納業務等の習得を行うこと。なお、習得期間中に要する費用については、契約予定者の負担とします。また、業務完了時に、次期受託者が円滑かつ支障なく運営業務を遂行できるように引継を行うものとする。

1 6 その他

- (1) 参加者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（説明会等、公募に関する質問等の正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。
- (2) 本実施要領等に基づき提出された書類等は、当該参加者に無断で目的外使用をしないものとする。
- (3) 企画提案書等の書類の作成、提出に係る費用のほか、本業務の提案に係る費用はすべて参加者の負担とする。

17 問い合わせ先

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201 番地

玉村町役場 3 階 子ども育成課 子育て支援係

電話番号 0270 (64) 7719 (直通)

E-mail: kodomo-s@town.tamamura.lg.jp